原判決を破棄する。 被告人を懲役壱年に処する。

原審並びに当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

由

本件控訴の趣意は、弁護人山内甲子男並びに被告人各提出の控訴趣意書に、それ ぞれ記載するとおりであるから、ここにいずれもこれを引用する。 弁護人山内甲子男の論旨第一点の一、について、

起訴状記載の本件公訴事実は、いずれも着服横領となつているにもかかわらず、原判決が訴因変更の手続を経ずして、これをいずれも費消横領と認定していることは、訴訟のよれる表表を経ずして、これをいずれも費消横領と認定していることは、訴訟のよれる表表を経ずして、これをいずれも費消機領と認定していることは、 は、所論のとおりである。しかしながら、本件において、検察官主張の着服横領と いい、原判決認定の費消横領というも、いずれも被告人が原判示A及びBこと同B より売却方の依頼を受け、原判示C並びにDに対して売却した原判決にいわゆる住 宅並びに局舎の各売買代金を原判示日時頃、同人らからそれぞれ交付を受け、右A らのため、預り保管中、当時該金員を、それぞれ不法に領得したという事実に係る ものであつて、両者は共に刑法二五二条一項の横領罪に属し、かつ、その間不法領 得意思実現の態様を異にするところはあつても、被告人が原判示日時頃前示の各売 買代金について不法領得意思の実現行為があつたという具体的事実関係において、 両者に異るところはないばかりでなく、着服横領とあるのを費消横領と認定しても 本件における被告人の攻撃防禦になんらの消長をきたすものではない。されば、原 審が着服横領の起訴に対し、訴因変更の手続を経ずして費消横領と認定しても、所 論の違法があるとはいえない。

同第一点の二について、

所論は、公訴事実(一)ないし(四)には、Cより交付を受けた各金員を着服横 領したとあるのに、原判決は、これをそれぞれEより交付を受けた各金員を費消横 領したものと認定し、 (六)の各公訴事実(論旨に、(四)(五) (五) 公訴事実とあるのは、 (五) (六)の誤記と認める。) については、D方において 的たる金員も、原判決が認定した各横領の目的たる金員も、共に前記一について説 明したとおり本件住宅並びに局舎の売買代金として被告人が原判示日時ころ、相手 方買受人たるC並びにDからそれぞれ支払いを受けた金員に係るものであることは 明らかであり、起訴状に記載するところと、原判決の認定するところとの間に、所論の(一)ないし(四)については、現実に、この金員を被告人に手交した者を、 (五)ないし(六)については、その各交付を受けた場所を異にするところがあるが、そのことの故に、被告人が各横領した金員の特定性をいささかも害するもので はないから、所論は、とうてい採用できないものである。同弁護人の論旨第二点の一について、

所論は、原判決摘示の事実冒頭に、被告人は、「自ら右局舎の売却仲介の労をとり相当の金員を入手せんと企て」というが、そこにいう相当の金員とは、いかなる意味か不明であり、更に、これを売買の仲介手数料をこえ、売却代金相当の金員を 入手する意図のものと解するならば、被告人は、売買代金受領のとき、すでにこれ に対する横領の犯意があつたものというべく、原判決が金員費消のとき、はじめて 横領の犯意を生じたものと認定するのは矛盾であるという。なるほど、後でも判断 するとおり、原判決には不用意かつ余剰の記載が多く、所論の「相当の金円を入手 せんと企て」とあるのも、果していかなることを意味するものか不明であるが、その前後の記載に徴すれば、右は、原判決の認定した各費消横領の動機とみるべき事実を記載したものであるから、それが売買仲介の手数料をこえるものであるかどうかが明らかでないからといつて、未だ理由不備の違法があるものとはいえず、更に、被告人が、仮りに本件住宅並びに局舎の売却代金を、前記Aらに交付せず、これを領得しようとする意図が当初明常に不は発展しても、横領罪としてはませた。 人が交付を受けた金員について、現実に不法領得意思の実現行為があつたとき、は じめて成立するものであるところ、原判決は、その引用の証拠により、被告人が原 判示の各交付を受けた金員を費消することにより、はじめて不法領得意思の実現行 為があつたものと認定しているのであるから、原判決には所論のごとく理由にくい

ちがいのある違法の存するものとはいえない。論旨は理由がない。 同第二点の二について、

所論は、原判決の摘示するところでは、被告人の各横領した金円が果して何人の所有に属するものか、あるいは、又該金円を何人のために保管していたものか不明であるというが、なるほど、原判決は所論の各事実についてこれを明示するところがない。しかしながら、原判決が被告人に対する各犯罪事実として判示するところを全体として通読すれば、原判示の各金円は、いずれも被告人がA、同Bらの所有に属する原判示住宅並びに局舎を同人らの依頼を受けその代理人としてC並びにDに各売却し、その代金として同人らから支払いを受けたものであつて、該金円は、いずれも右A、同Bらの所有に属し、被告人は、同人らのために、いずれもこれを保管していたものであることが明らかであるから、この点の論旨も理由がない。

同第二点の三について、 論旨は先ず、原判決は費消、横領の各犯罪事実を認定するについてその各費消の 日時、場所、目的(費消した金員の使途)を逐一具体的に明示しない違法があるという。しかし、原判決は、第一の(一)ないし(四)及び第二の(一)(二)の各 横領の事実を判示するについて、その各犯行の日時として、被告人が判示の各金円 の交付を受けた日時をそれぞれ判示し、各そのころ、当該受領にかかる金円を費消 したと判示しているのであつて、その各犯行の時を判示するについて欠くるところ はなく、更に、その各費消の場所を、いずれも愛知県南設楽郡a村地内等と判示 し、その費消の目的をいずれも埋蔵物発堀事業費等(但し、第一の一事実について は、併せて遊興費に費消したことをも判示している。)と判示し、その費消の場所が a 村地内以外のいかなる場所をいうものか、あるいは、費消の目的が右埋蔵物発掘事業費以外のいかなる使途をいうものか明らかでないうらみはあるが、原判示第一の(一)ないし(四)並びに第二の(一)(二)の各費消横領の事実は、それぞ れ各一罪を構成するものとして、原判決は認定しているのであるから、その各一罪 を構成する各費消横領の事実について、更に逐一具体的に費消の場所、使途を巨細 に判示する必要はなく、また、費消横領の事実を判示するについては、その費消の 目的が物の所有者本人のためにするものでなくて、自己の用途に供するものである ことを明らかにすれば足りるばかりでなく、原判示事実を、その引用の各証拠、特に、被告人の原審公判廷の供述(第五回一八一頁以下)と対照すれば、前記各金員の費消の場所は、すべて前記 a 村であり、その費消の目的も、すべて被告人の自己 の用途、すなわち前記埋蔵物発堀の事業費に充てるためのもので、前示原判決にa 村地内等、あるいは埋蔵物発堀事業費等とある各「等」の記載は、余剰な修辞語に 過ぎないものと認められるので、この点の論旨も理由がない。

次に、論旨後段は、被告人の司法警察員並びに検察官に対する各供述調書によれば、被告人は、原判示の各費消に先立ち領得の音思を表示したことを窺い知いできるのであつて、判示各費消はいずれも領得後の処分行為にすぎないというが、所論の被告人の各供述調書は、原判決が証拠として引用しなかつたものであり、原判決引用の各証拠、特に、被告人の原審公判廷における供述によれば、定じめて、不法領得の意思を実現したものと認定由があるとの主張は取りであるから、所論の理由にくいちがいがあるとの主張したものとはいるが、の書によれば、後段説明のとおり、被告人は、原判示各費消にさきだら、原判決に影響を及ぼすこと明らかなものとはいえない。

同第三点の一について、

所論は、占有者が寄託の本旨に背きその寄託関係を変更することを成立上の要素とするのであるから、横領罪の罪数を定めるについては、寄託関係が現個であるか、数個であるかにより、これをきめるべく、必ずしも不法領得意であるから、数個であるがにより、これをおところ、本件の寄託関係は単一であるから、たとえ金員費消の事実が原判示のとおりであっても、単純一罪を構成を設めるに、なきで、これを併く要旨〉合罪として処断した原判決は、法律の適用を設ったものであるという。なるほど、横領罪においては、寄託関ぐ/要旨〉係におけると関係の違背というであることは、背任罪におけると異り、専ら他人のために、保管中の特定物をにいては、背任罪におけると異り、専ら他人のために、保管中の特定物を記して、これを決するべきものであるから、横領罪の罪数を定めるについては、必ずしもで、考記関係の個数を標準として、これを決すべきものではない。ところで、本件

において、原判決は、判示第一の(一)ないし(四)、並びに第二の(一)(二)の各金員について、被告人がそれぞれこれを預り、前記 A、同 B らのために保管中、原判示各日時頃、当該各金員をそれぞれ費消し、そのつど、これを横領したというのであつて、被告人の原判示各金員に対する領得意思の実現行為は、それぞれ別個のものであり、これを全体として一個のものと認めることはできないのであるから、右各金員の保管関係が所論のごとく、原判示 A、同 B らと被告人間の一個の委任関係に基くものであつても、このことから直ちに原判示名横領の事実を全体として、一個の横領罪を構成するものと考えるべきものではない。それ故、論旨は理由がない。

同第三点の二について、

被告人の事実誤認の論旨について、

弁護人の論旨第四点量刑不当の主張について、

本件記録を検討し、原判決引用の証拠並びに原裁判所及び当裁判所において各取り調べた証拠について考えてみるのに、被告人の本件各犯罪の動機、その態様その他の情状に徴すれば、原判決が被告人に対し、科するに懲役二年の刑をもつてとは、必ずしも首肯できないわけではないが、反面、たとえ本件犯罪の成立後ではあつても、いちおうその各横領した金員について、前示のとおり被告者との間準消費貸借が成立していること、本件において、A同Bの側においても、被告人を連補横領罪に対する科刑一般の情況を考えあわせると、右被告人に対する予とさりを発れないものがあったこと、及び本件の言とも単純横領罪に対する科刑一般の情況を考えあわせると、右被告人に対する所審の最刑は、重きに過ぎ不当であると認めざるを得ない。論旨は理由があり、原判決は、この点において、破棄を免れない。

は、この点において、破棄を免れない。 よつて、刑訴法三九七条に則り原判決を破棄するが、本件は、原裁判所及び当裁 判所において取り調べた証拠により直ちに判決することができるものと認められる ので、同法四〇〇条但書に従い、更に判決することとする。

(罪となるべき事実)

被告人は、昭和二八年三月ころ、二男であるb郵便局長Fを介し、同人の知人である名古屋市c区d町e丁目f番地元g郵便局長A及び同人の母BことBより、同人等の共有に係る(1)岐阜県加茂郡g町hi番地のj所在、宅地六九坪六合七勺、地上建物一一坪四合八勺、木造瓦葺二階建居宅一棟及び建坪一一坪一合瓦葺二階建土蔵一棟(以上の各物件を以下本件住宅と略称する。)を代金三五万円位、

- 階建土蔵一棟(以上の各物件を以下本件住宅と略称する。)を代金三五万円位、 (2) 同所在、宅地五五坪六合一勺、地上建物建坪三一坪六合八勺、木造瓦葺二階 建店舗(元郵便局舎)及び建坪四合五勺木造瓦葺平家建浴室一棟(以上の各物件を 以下本件局舎と略称する。)を代金六〇万円位で、それぞれ売却方の委任を受け、 本件住宅及び局舎に関する登記済証、売渡証書、委任状その他登記申請に必要な一 切の書類の交付を受けたものであるが、第一、同年五月初旬ころ、前示加茂郡g町 hk番地のICに対し、本件住宅を代金三五万円で売り渡すこととし(但し、買受 名義人は、書類上Cの息子であるGとした。)
- 名義人は、書類上Cの息子であるGとした。) (一) 同日ころ、同町 h m番地 H 方において、Cの妻 E から右代金のうち、二 〇万円を受け取り、前記 A 、同Bらのため預り保管中、そのころ、これを同町内に おいてほしいままに自己の用に供する目的で着服して横領し、
- (二) 同年六月一〇日ころ、前記C方において、同人妻Eから右代金のうち金七万五千円を受け取り、前同様預り保管中、そのころ、これを同町内において、前同様着服して横領し、
- (三) 同年六月二九日ころ、右C方において、同人妻Eから右代金のうち、二万五千円を受け取り、前同様預り保管中、そのころ、これを同町内において、前同様着服して横領し、
- (四) 同年八月二三日ころ、右C方において、同人妻Eから、右代金のうち五 千円を受け取り、前同様預り保管中、そのころこれを同町内において、前同様着服 して横領し、

第二、 同年八月一七日ころ、前示加茂郡g町hn番地のoDに対し、本件局舎を代金三五万円で売り渡すこととし(但し、買受名義人は書類上Dの妻Iとし

た。)

同日ころ、同町hp番地酒類製造業J方において、右Dから右代金のう ち五万円を受け取り、前記A、同Bらのため預り保管中、そのころ、これを同町内 において、ほしいままに自己の用途に供する目的で着服して横領し、

同年八月二六日ころ、右J方において、右Dから残代金三〇万円を受け 取り、前同様保管中、そのころそのうち二〇万円を同町内において、前同様着服し て横領し

たものである。

(証拠の標目)

(イ)

- 判示事実全部につき、 被告人の原審並びに当公判廷における各供述の一部(但し、前者について は、原審第五回公判調書中の被告人の供述記載)
 - 原審における証人A、同Bの各供述調書(原審第二回公判調書中のもの)

証人Bの当公判廷における供述、

- (**□**)
- 判示第一の各事実につき、 原審における証人C、同E、同G、同Hの各供述調書(原審第三、四回各 公判調書中のもの)
 - (ハ) 判示第二の各事実につき、
- 原審における証人D、同Fの各供述調書(原審第一三回各公判調書中のも **(D)**

(法令の適用)

被告人の判示第一の(一)ないし(四)、第二の(一)(二)の各所為は、それぞれ刑法二五二条一項に該当するところ、右は同法四五条前段の併合罪であるから、同法四七条本文、一〇条により、犯情最も重いと認められる判示第一の(一) の罪の刑に法定の加重をし、その刑期範囲内において、被告人を懲役壱年に処し、 原審並びに当審における訴訟費用は、刑訴法一八一条一項本文に従い、全部被告人 をして、これを負担させることとする。 よつて、主文のとおり判決した。 (裁判長判事 滝川重郎 判事 渡辺門偉男 判事 谷口正孝)